

瀬戸内しまなみ海道開通20周年記念事業シンボルマーク使用要領

制定：平成31年1月29日

1. 目的

瀬戸内しまなみ海道開通20周年記念事業の実施にあたって、瀬戸内しまなみ海道開通20周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が普及啓発、広報、利用促進に資するため作成した瀬戸内しまなみ海道開通20周年記念事業シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の適正使用のため、この使用要領を定める。

2. 使用の基準

- (1) このシンボルマークは、実行委員会に無断で使用することはできない。
- (2) このシンボルマークの使用を実行委員会から承認された者は、他人にシンボルマークの使用権を譲渡することはできない。
- (3) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合にもシンボルマークを使用することはできない。
 - ・特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること
 - ・公序良俗に反するものに使用すること
 - ・法令・規則などに違反するものに使用すること
 - ・本要領に反して使用すること
 - ・営利を目的に使用すること。ただし、瀬戸内しまなみ海道の利用促進等に寄与すると認める場合は除く。
- (4) 使用期間は、原則として平成31年1月29日から平成31年11月30日までの期間とする。ただし、実行委員会が認める場合には、この限りでない。

3. デザイン

シンボルマークのデザインについては、別紙「シンボルマークデザイン」による。

4. 使用申請方法

- (1) シンボルマークの使用を希望する者は、シンボルマーク使用申請書（別記様式第1号）により、実行委員会（提出先は9. 申請先に記載）へ提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、内容を審査の上、本使用要領に適合すると認めた申請について、シンボルマーク使用承認書（別記様式第2号）により、承認した旨

を通知するものとする。

(3) 実行委員会は、シンボルマークの使用申請および使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、シンボルマーク使用の承認を受けた者が、本要領に違反した場合には、是正のための措置及び承認の取り消しを行うことができる。

(4) 承認を受けた利用者などの情報については、実行委員会等においてホームページへの掲載などにより情報発信等に活用するものとする。

5. 使用申請の除外

実行委員会の構成員団体、関係府省庁、地方公共団体及び高速道路会社が、シンボルマーク使用の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合、又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、使用申請及び承認の手続を省略することができる。

6. 使用料

シンボルマークの使用料は、無料とする。

7. 遵守事項

(1) シンボルマークを使用する者（以下「利用者」という。）は、関係法規を遵守するとともに、シンボルマークの機能を損なうことのないように努めるものとする。

(2) 第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用は、利用者が負担するものとする。

(3) 利用者は、シンボルマーク使用の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

(4) 利用者は、実行委員会から要請がある場合は、シンボルマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

8. その他

いかなる場合にも実行委員会は、不相当と認める場合には、シンボルマークの使用を差し止めることができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負わない。なお、本要領の解釈その他の疑義は実行委員会が決定する。

9. 申請先

瀬戸内しまなみ海道開通20周年記念事業実行委員会事務局

（本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター管理課
住所 〒722-0073 広島県尾道市向島町 6904
電話 0848-44-3700（代表） FAX 0848-44-7609

10. 施行日

本要領は、平成31年1月29日から施行する。

(別紙)

シンボルマークデザイン



